四	二四・三
五	二三・〇
六	二一・六
七	二〇・三
八	一八・九
九	一七・六
一〇	一六・二
一一	一四・九
一二年目及びその後の各年	一四・九

(c) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号一七〇一一三・〇〇〇、一七〇一一四・一九〇、一八〇六一〇・一〇〇、一九〇一九〇・二一九、二〇〇五四〇・一九〇、二〇〇五五一・一九〇、二〇〇五九九・一一九、二一〇六九〇・二八二、二一〇六九〇・二八四及び二一〇六九〇・五一〇の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのTRQ―15の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

17　TRQ―16　砂糖

(a) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、日本国の法令に従って払い戻される調整金の対象となることを条件として、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	五〇〇
二年目及びその後の各年	五〇〇

(ii) 当該原産品が、日本国の法令に定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する証明書を付して輸入されること。

(b) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一七〇一一二・一〇〇、一七〇一一二・二〇〇、一七〇一一四・一一〇、一七〇一一四・二〇〇、一七〇一九一・〇〇〇、一七〇一九九・一〇〇、一七〇二九九・二〇〇、一七〇二九〇・一一〇、一七〇二九〇・二一一、一七〇二九〇・五二一及び二一〇六九〇・二二一の品目に分類される原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのTRQ―16の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

18　TRQ―17　でん粉

(a) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	六、四〇〇
二	六、五五〇
三	六、七〇〇
四	六、八五〇
五	七、〇〇〇
六	七、一五〇
七年目及びその後の各年	七、一五〇

(b) (i) 関税分類番号一一〇八一二・〇九〇、一一〇八一三・〇九〇、一一〇八一四・〇九〇、一一〇八一九・〇一九及び一一〇八一九・〇九九の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、当該原産品がでん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するために輸入される場合に限り、二十五パーセントを超えない範囲の調整金の対象となることを条件として、無税とする。

(ii) 関税分類番号一一〇八一三・〇九〇の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率については、当該原産品が次のいずれかの条件に従って輸入される場合に限り、無税とする。

(A) 当該原産品が小売用又は外食産業用に直接使用されないこと。(注)

注　この(A)の規定に基づく輸入については、関税割当ての証明書において小売用又は外食産業用に直接使用されない旨を日本国政府が証明する。

(B) 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するばれいしょでん粉であって、日本国において国産ばれいしょにより製造され、かつ、当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(iii) 関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。

(iv) 関税分類番号一一〇八一二・〇九〇の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率については、十二・五パーセントとする。

(v) 関税分類番号一九〇一二〇・一五九（砂糖を加えてないものに限る。）及び一九〇一九〇・一七九（砂糖を加えてないものに限る。）の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、十六パーセントとする。

(vi) 関税分類番号一一〇八一四・〇九〇、一一〇八一九・〇一九及び一一〇八一九・〇九九の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率については、二十五パーセントとする。

(vii) 関税分類番号一九〇一二〇・一五九（砂糖を加えたものに限る。）及び一九〇一九〇・一七九（砂糖を加えたものに限る。）の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、二十五パーセントとする。